

高 福 第 154 号  
平成29年5月15日

各介護保険施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
谷澤 正行（公印省略）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な  
取扱いのためのガイダンスについて（通知）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

このたび厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号）の通知がありましたのでお知らせします。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）に基づく措置をお願いしてきたところですが、当ガイダンスの適用（平成29年5月30日施行）により、従来のガイドラインは平成29年5月29日をもって廃止となります。

各介護保険施設・事業所におかれましては、当ガイダンスに基づき、個人情報の適切な取扱いの徹底を図られますようお願いいたします。

担当 高齢者福祉課  
施設・事業者指導担当  
電話 048-830-3247

※厚生労働省通知等については、下記のページからご覧いただけます。

[総合トップ](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [高齢者福祉施設向け情報](#) > [事業者宛て通知・案内等](#) > 個人情報保護・利用者の権利擁護

<掲載URL> <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-shisetu/oshirase20101015.html>